

京都市告示第574号

京都市青少年活動センターの指定管理者である公益財団法人京都市ユースサービス協会から、京都市青少年活動センター条例第4条第1項の規定に基づき、京都市東山青少年活動センターの休所について次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和6年1月26日

京都市長 門川 大作

休所する日 令和6年3月3日（日）

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課)